

安裕会 規約 (平成25年7月1日改訂)

(名称)

第1条 本会は、安裕会と称し、事務所を東京都千代田区永田町2-1-2-705に置く。

(目的)

第2条 本会は、安藤ひろしの個人的・社会的・政治的活動を支援するとともに、日本社会の活力ある振興発展に向けて政策の研究、研修、情報交換及び政策提言を行い、あわせて会員相互の研鑽と親睦をはかり、以って日本社会の発展に資することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、前条の目的に賛同するものを以って構成する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 安藤ひろしの活動支援に関する事業
2. 研究会、研修会、講演会、セミナー等に関する事業
3. 会員の親睦・交流に関する事業
4. その他本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
会計	1名
会計監査	2名

2. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職を代行する。
4. 幹事は、各地域役員として地域を総理し、本会の運営に参画する。
5. 会計は、本会の収支会計を担当し、年1回会計監査による監査を受けた後、総会に報告する。
6. 会計監査は、年1回会計監査を行い、その結果を監査意見書を付して総会に報告する。

(役員を選出及び任期)

第6条 会長、副会長、幹事、会計及び会計監査は、総会において選任する。

2. 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
3. 役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会・役員会の運営)

第7条 会長は、年1回総会を開催し、次の議案を付議する。

- ①事業報告、収支決算及び会計監査報告
- ②事業計画及び収支予算
- ③役員選出
- ④その他役員会において必要と認められた事項

2. 役員会の開催は、議案及び必要に応じ会長が召集する。
3. その他会議等の開催は、必要に応じ会長が召集する。
4. 総会並びに役員会の議決は、出席者の2分の1以上の賛成によって決する。

(会計・会計年度)

第8条

1. 本会の運営に必要な経費は、会費、寄附金及びその他の収入を以って充てる。
2. 活動上必要と認められた時には、年間参加費以外の費用を徴収できる。
3. 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日とする。

(その他)

第12条 その他、会則に記載のない事項については、役員会に諮って決定する。

(附 則)

この会則は、平成24年10月15日から施行する。